

様式第二十三（第五十八条第五項関係）

形質変更時要届出区域台帳

四日市市

整理番号	整理7-1	指定年月日・指定番号	令和8年1月28日・指-10	所在地	三重県四日市市石原町1番地の一部	
調製・訂正年月日	令和8年1月28日（調製）					
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	1,190m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨					—	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					—	
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					第一種特定有害物質における土壤ガスが検出された場合のボーリング調査の省略により指定された形質変更時要届出区域である。	
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					—	
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨					—	
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称 株式会社東海テクノ
	令和7年12月26日	四塩化炭素、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン		含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準		
		ふつ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出
						有・無
						有・無

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

○形質変更時要届出区域の所在地及び周辺の地図

三重県四日市市石原町1番地の一部（別図1,2のとおり）

○土壤その他の試料の採取を行った日

令和7年6月30日～7月1日

○調査結果

土壤調査、土壤ガス調査

表1、図3のとおり

○土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

別図4のとおり

1

工場付近図

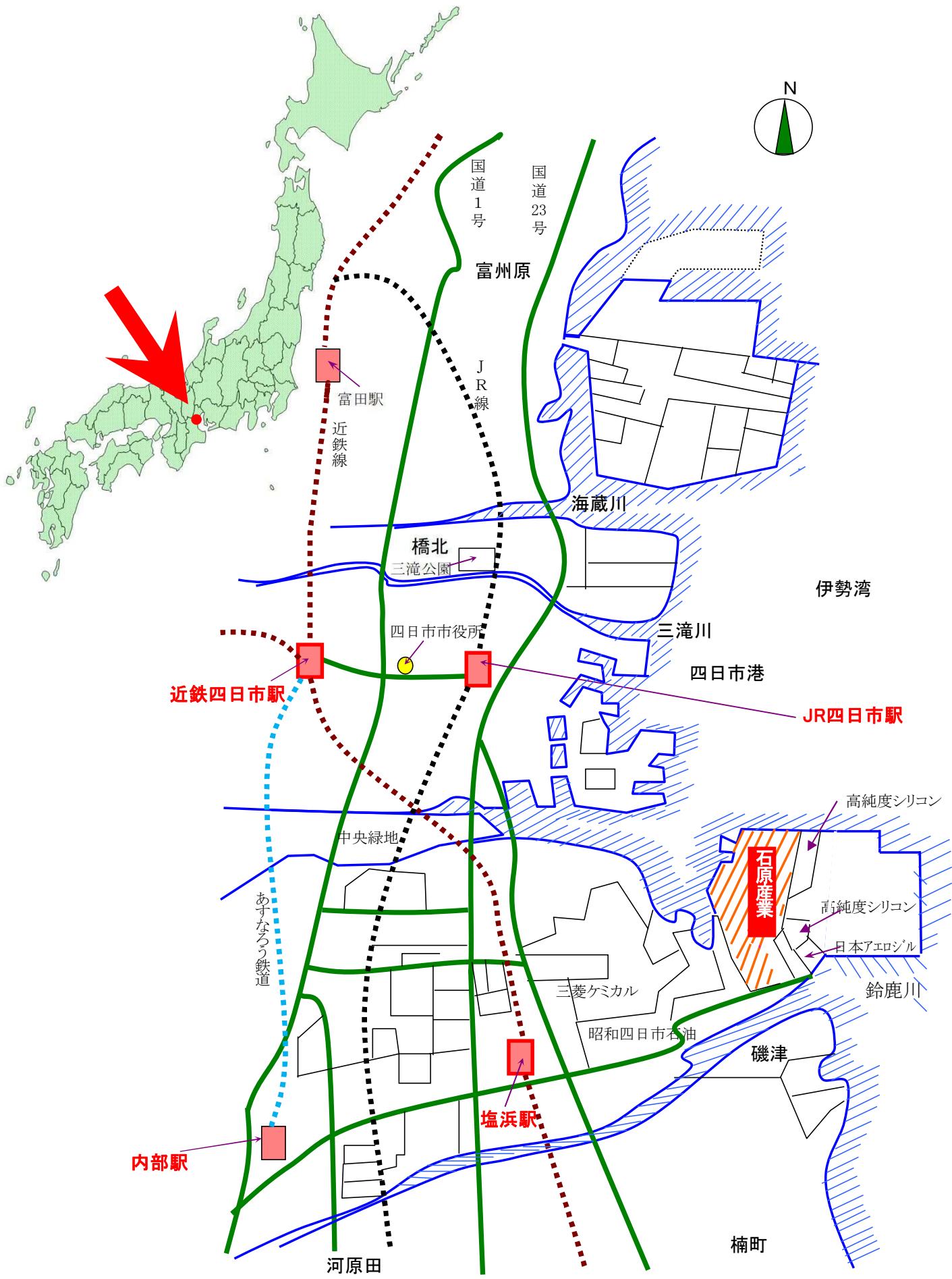
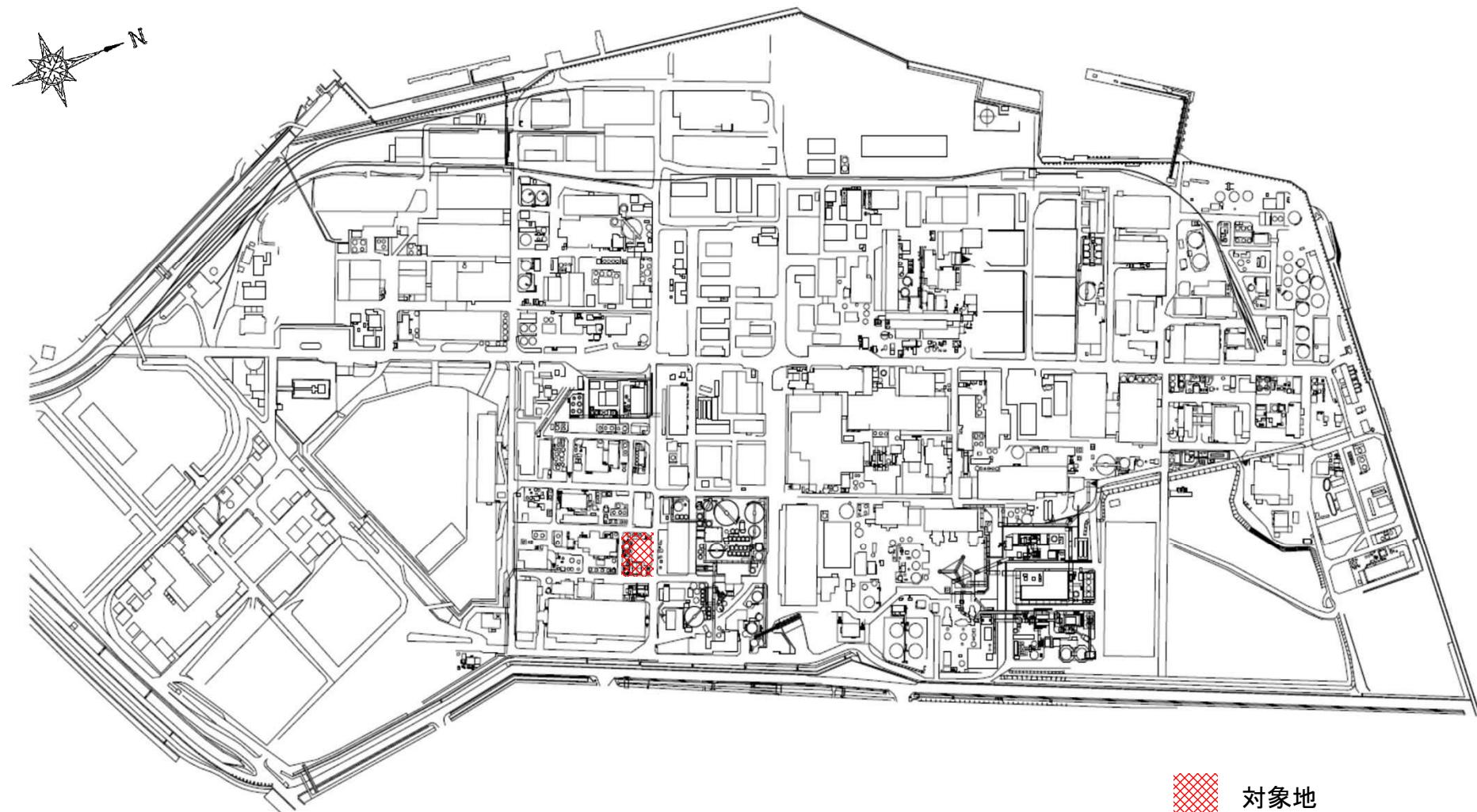


図2

石原産業株式会社 四日市工場 全体図



対象地

表 1

件名：合三工場解体工事に伴う土壤調査 分析結果一覧

土壤溶出量（ふつ素）

計量の対象 試料名称 試料採取日		ふつ素及びその化合物 (単位: mg/L)
計量の対象 試料名称 試料採取日		ふつ素及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)
A1-1	2025年7月1日	1.0
A1-2	2025年7月1日	0.49
A1-3	2025年7月1日	0.21
A1-4	2025年7月1日	1.0
A1-5	2025年7月1日	2.3
A1-6	2025年7月1日	1.2
A1-7	2025年7月1日	0.79
A1-8	2025年7月1日	2.7
A1-9	2025年7月1日	2.8
A2-1	2025年7月1日	0.60
A2-2	2025年7月1日	1.7
A2-3	2025年7月1日	2.3
A2-4	2025年7月1日	4.1
A2-5	2025年7月1日	1.7
A2-6	2025年7月1日	4.9
基準値		0.8
定量下限値		0.08

表中の“＜”は定量下限値未満を示す。

基準値は土壤汚染対策法に基づく溶出量基準

土壤含有量（鉛）

計量の対象 試料名称 試料採取日		鉛及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)
A1-1	2025年7月1日	170
A1-2	2025年7月1日	74
A1-3	2025年7月1日	180
A1-4	2025年7月1日	53
A1-5	2025年7月1日	81
A1-6	2025年7月1日	28
A1-7	2025年7月1日	220
A1-8	2025年7月1日	880
A1-9	2025年7月1日	＜ 10
A2-1	2025年7月1日	280
A2-2	2025年7月1日	1400
A2-3	2025年7月1日	280
A2-4	2025年7月1日	350
A2-5	2025年7月1日	510
A2-6	2025年7月1日	280
基準値		150
定量下限値		10

表中の“＜”は定量下限値未満を示す。

基準値は土壤汚染対策法に基づく含有量基準

※赤字は基準超過

表中の“＜”は定量下限値未満を示す。

基準値は土壤汚染対策法に基づく含有量基準

土壤溶出量

計量の対象 試料名称 試料採取日		カドミウム及びその化合物 (単位: mg/L)	六価クロム化合物 (単位: mg/L)	水銀及びその化合物 (単位: mg/L)	セレン及びその化合物 (単位: mg/L)	鉛及びその化合物 (単位: mg/L)	砒素及びその化合物 (単位: mg/L)	ほう素及びその化合物 (単位: mg/L)	ポリ塩化ビフェニル (単位: mg/L)
A1-1		＜ 0.0003	＜ 0.01	＜ 0.0005	0.010	＜ 0.001	0.009	0.02	＜ 0.0005
A1-2		＜ 0.0003	＜ 0.01	＜ 0.0005	0.003	＜ 0.001	0.007	0.03	＜ 0.0005
A1-3		0.003	0.05	0.0005	0.01	0.01	0.01	1	検出されないこと
A1-4		0.003	0.01	0.0005	0.001	0.001	0.001	0.01	0.0005

表中の“＜”は定量下限値未満を示す。

基準値は土壤汚染対策法に基づく溶出量基準

土壤含有量

計量の対象 試料名称 試料採取日		カドミウム及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)	水銀及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)	セレン及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)	鉛及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)	砒素及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)	六価クロム化合物 (単位: mg/kg-Dry)	ほう素及びその化合物 (単位: mg/kg-Dry)
A1	2025年7月1日	＜ 1.0	＜ 1.0	＜ 1.0	200	13	＜ 10	＜ 50
A2	2025年7月1日	＜ 1.0	＜ 1.0	＜ 1.0	280	＜ 10	＜ 10	＜ 50
基準値		45	15	150	150	150	250	4000
定量下限値		1	1	1	10	10	10	50

表中の“＜”は定量下限値未満を示す。

基準値は土壤汚染対策法に基づく含有量基準

土壤ガス

計量の対象 試料名称 試料採取日		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
A1-1		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A1-2		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A1-3		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A1-4		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A1-5		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
A1-6		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A1-7		－	－	0.6	－	－	不検出	－	－	－
A1-8		－	－	0.1	－	－	不検出	－	－	－
A1-9		－	－	不検出	－	－	不検出	－	－	－
A2-1		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	0.4
A2-2		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出
A2-3		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	不検出
A2-4		不検出	不検出	0.1	0.1	不検出	0.2	－	0.2	0.4
A2-5		0.2	不検出	0.4	1.6	0.6	3.7	不検出	0.7	2.8
A2-6		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2	－	不検出	0.3

判定値(定量下限値) 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.05 0.1 0.1

単位: vol ppm

※表中の「不検出」は定量下限値未満を示す

図3

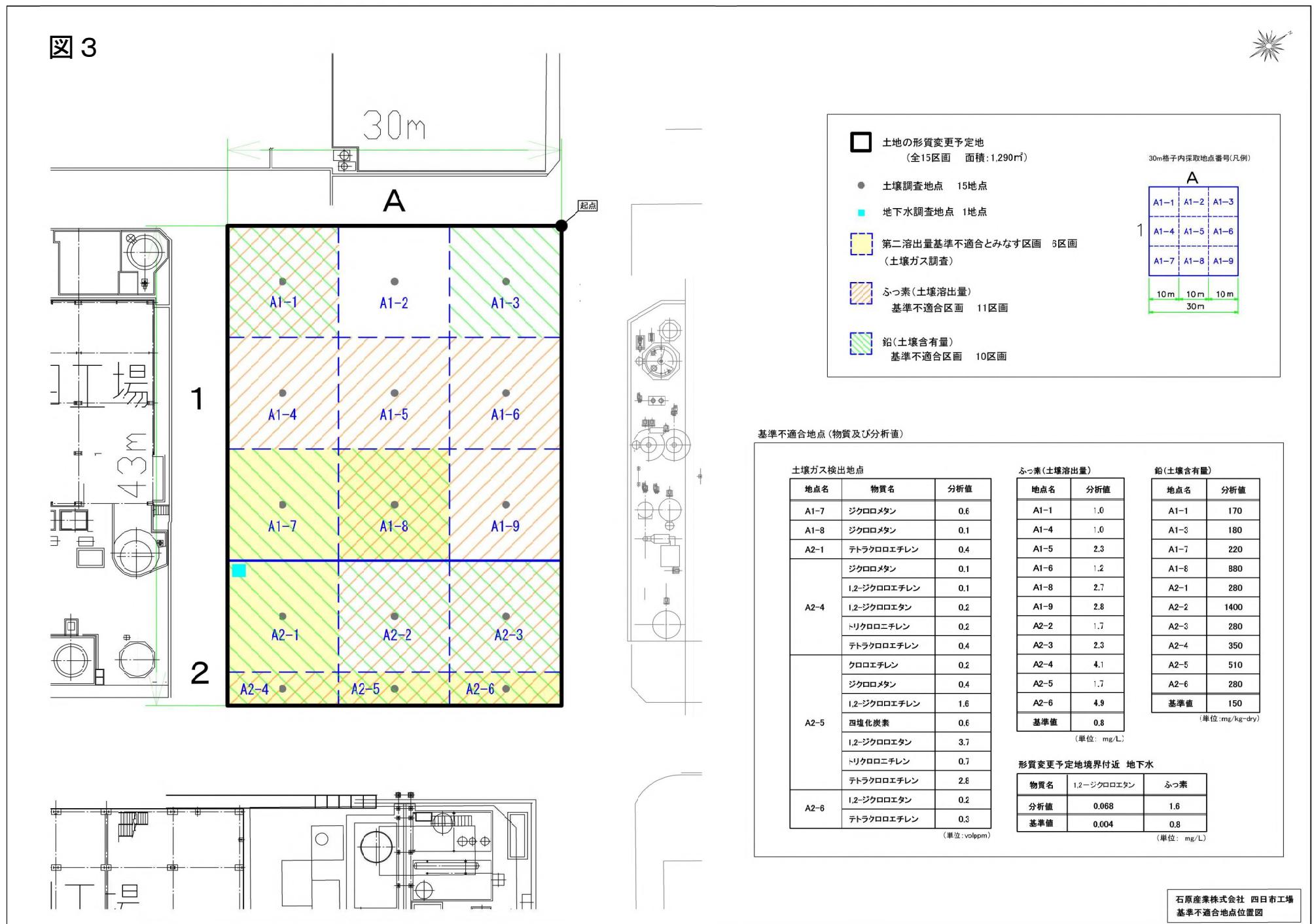


図 4

